

文部科学省

松野 博一 文部科学大臣 殿

平成30年度

特別支援教育関係予算編成等の要望

全国特別支援教育推進連盟

理事長 宮 崎 英 憲

〒105-0012
東京都港区芝大門1-10-1全国たばこビル6階
TEL・FAX03-3433-7717
<http://homepage3.nifty.com/suishinrenmei/>
Email suishjnrenmei@nifty.com

平成 30 年度予算に対する文部科学省への重点要望事項

I 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実（基礎的環境整備）

- 1 乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
- 2 複数の障害を対象とした特別支援学校の教育の充実
- 3 特別支援学級、通級指導教室の教育の充実及び障害に応じた教育内容・方法の改善・充実
- 4 地域における特別支援教育等に関する乳児期からの早期相談体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進
- 5 特別支援学級に在籍する児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成義務化に対する周知徹底
- 6 特別支援学校の教室不足の解消

II 次期学習指導要領に向けた対応

（インクルーシブ教育システム構築のための条件整備）

- 1 本格実施に向けた周知徹底
- 2 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3 通級指導担当教員をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4 医療的ケアのための看護師、PT, OT, ST 等専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- 6 特別支援教育のための教室及び備品整備への支援

- 7 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の開発
- 8 障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の充実

Ⅲ 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

Ⅳ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

Ⅴ 特別支援教育就学奨励費の充実

Ⅵ 高等学校段階における特別支援教育の推進

- 1 高校における通級指導の制度化
- 2 キャリア教育・職業教育の充実

Ⅶ 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

- 1 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成
- 2 全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積

Ⅷ 生涯学習の充実

障害のある方々が、それぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるように生涯にわたる障害者学習支援の充実

全国特別支援学校長会
会 長 横 倉 久

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実し、可能性を最大限に伸ばすことを目的として教育を展開してまいりました。そして、これまでに一定の成果を上げることができたことを自負しております。

さて、我が国では、平成26年1月20日の「障害者の権利に関する条約」批准に続いて、様々な国内法の整備が進み、昨年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。今後、幼児児童生徒が障害の有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、社会の形成者としての資質を育てていくためには、さらなる体制整備が必要と考えます。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、共生社会の実現に向けた動きも益々活発になってきています。

私たち全国特別支援学校長会は、障害の有無に関わらずすべての国民が共生する社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた教育の在り方について提言し行動していきます。平成30年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様のご理解と御協力を切にお願いいたします。

平成30年度に向けての要望事項

1 最重要課題としての要望事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実(2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実(3) 卒業後の自立と社会参加を目指した教育の推進(4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる諸施策の実施(5) 生きる力をはぐくみ、確かな学力の伸長を図る基盤整備の充実(6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成(7) 共感できる教育の推進(8) 特別支援教育制度等の一層の充実(9) 勤務時間の縮減と職務の実態に見合った管理職及び教職員の処遇改善(10) 大震災の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策および安全な街づくりの推進(11) 誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進 |
|---|

2 最重要課題を実現するための具体的な要望事項

- (1) 共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充

実

- ① インクルーシブ教育システム構築にかかわる基礎的環境整備と合理的配慮の充実
- ② 障害のある幼児児童生徒の地域における生活基盤の整備と自立・社会参加の促進
- ③ 早期教育相談実施体制の推進と幼稚部の充実、教育相談の体系化の推進、平成25年の制度改正による新たな就学手続きに基づく適切な就学の推進と継続相談の充実等の適切な運用のための整備
- ④ 地域における交流及び共同学習の実施など、障害児の理解を推進する各種施策の充実
- ⑤ 情報教育の向上及び活用のため、全国教育用インターネット網の整備・充実

(2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実

- ① 保健・福祉・医療・労働等、関係機関との円滑な連携の推進のための諸施策の実施
- ② 幼稚園、小・中学校、高等学校等における支援体制充実のため、特別支援教育支援員の配置などをはじめとした必要な財源措置の拡充
- ③ 休日、放課後の障害のある幼児児童生徒の地域活動推進のため、地域における障害のある幼児児童生徒の受け入れ体制の整備など生涯学習施策の充実
- ④ 部活動指導、生涯学習の実施等、外部指導員の円滑な導入に向けた施策の実施

(3) キャリア形成を図る視点からの一人一人に応じた自立と社会参加の実現に向けた教育の推進

- ① 職業教育の充実を図るための条件整備(就職支援コーディネーター等の配置)、及び卒業後の進路先の確保・拡大と学校と産業界との連携を通じた就労支援(就労先での定着を図るための追指導の充実)・生活支援体制の整備・充実
- ② 卒業後の社会生活への円滑な移行のための個別の支援計画の作成推進及び自立支援協議会との連携を図るなど、教育・福祉・医療・労働等、関係機関の連携強化のための条件整備
- ③ 就労及び生活支援のための地域支援センターの設置促進及び充実と社会生活への円滑な移行を図るための諸施策の充実
- ④ 特別支援学校高等部の増設、高等特別支援学校設置促進など高等部の拡充整備と適正配置

(4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる諸施策の実施

- ① 幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のための特別支援教育充実事業の推進
- ② 特別支援学校のセンター的機能の充実及び幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育推進のための特別支援教育コーディネーター専任化に向けた定数改善と研修の充実
- ③ 障害の重度・重複化、情緒障害・精神障害(発達障害を含む)多様化に対応した、教育内容・方法の調査研究及び施設・設備の整備充実
- ④ 特別支援学校が地域の関係機関及び幼稚園、小・中学校、高等学校等のあらゆる教育関係機関とパートナーシップを図り、特別支援教育を推進するためのネットワークを構築するための条件整備

(5) 生きる力をはぐくみ、確かな学力の伸長を図る基盤整備の充実

- ① 通常学級の35人以下の学級を全校種全学年実施への拡充
- ② 障害のある人に対する乳幼児期から生涯にわたる一貫した支援のための個別の支援計画の作成、特別支援連携協議会等の支援体制の整備
- ③ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育内容・方法の充実のための教職員定数の拡充を盛り込んだ新たな教職員定数改善計画の策定
- ④ 特別支援学校及び幼稚園、小・中学校、高等学校等での適切な医療的ケアを実施するため、看護師の配置及び教職員の研修など学校における医療的ケア実施体制整備の促進

(6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成

- ① 視覚障害教育、聴覚障害教育等、特別支援教育の各障害種別における専門性の維持・向上
- ② 教育相談機能の充実を図るための心理の専門家等の配置・充実
- ③ 特別支援教育を医療面から支える看護師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等の活用による指導内容・方法の改善並びに教育課程の在り方等について、実践的研究を進める事業の実施・充実
- ④ 特別支援学校の専門性向上のため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による研修事業（配信講義を含む）の推進と教員研修機関としての整備・充実
- ⑤ 放送大学との連携、及び大学における特別支援学校教諭免許状を取得できる教員養成課程の充実、また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研修事業を含む特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状取得等のための認定講習のさらなる充実
- ⑥ 初任者研修等の現職研修及び教員免許更新時講習における特別支援教育に関する講習並びに各都道府県教育委員会による専門研修の推進
- ⑦ より高い専門性を有した通級指導担当の教員の配置、定数化
- ⑧ 早期乳幼児教育相談の充実のための教員の配置、定数化（視覚障害・聴覚障害）

(7) 共感できる教育の推進

- ① 全国規模等の広域的な特別支援教育理解啓発活動の実施・充実
- ② 対象者のニーズに応じた効果的な理解推進事業の実施・充実
- ③ 介護等体験の充実に向けた体制作りや教育活動へのボランティア等の人材活用による特別支援教育への理解推進
- ④ これからの特別支援教育を担う教員志望者や教員養成機関への啓発活動の充実

(8) 特別支援教育制度等の一層の充実

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充、特別支援学級等の運営費補助の充実
- ② 特別支援教育における保護者の経済的負担軽減のための特別支援教育就学奨励費の充実
- ③ 特別支援学校、特別支援学級に係る教職員定数改善計画の着実な実施（特別支援教育

コーディネーターの配置、副校長や教頭等の管理職複数配置、養護教諭複数配置、教育相談担当教諭の配置、進路指導担当教諭の配置、自立活動指導担当教諭の配置、生徒指導担当教諭の配置等の充実、及び特別支援学校通級指導担当教諭、訪問教育担当教諭の増員、事務所職員の増員）及び市立特別支援学校高等部における実習助手の都道府県立特別支援学校相当の配置

- ④ 特別支援教育関係地方交付税措置の拡充（就学指導委員会に係る経費、点字ネットワークシステムの維持運営費、通級指導教室に係る経費の新規算入及びスクールバスの維持運営費の増額等）
- ⑤ 特別支援学校（主に知的障害特別支援学校）の在籍者増による狭隘化に伴う、特別教室の普通教室への転用及び普通教室の分割等の現状の改善及び整備指針の順守
- ⑥ 複数の障害種に対応する学校を含む特別支援学校の適正配置による学校規模及び管理・運営の適正化
- ⑦ 特別支援学校の大規模化、併置化の諸課題を解決するための特別支援学校学校設置基準の設定
- ⑧ 私立特別支援学校への助成充実

(9) 勤務時間の縮減と職務の実態に見合った管理職および教職員の処遇改善

- ① 学校規模に応じた管理職の配置と管理職の職責に応じた処遇の改善
- ② 教員の特殊業務の実態に見合った教員特殊業務手当の改善
- ③ 教員が健康で職務に臨むためのメンタルヘルス等に関わる機関・研修の充実
- ④ 教員勤務実態調査（平成28年度）の集計結果等に基づき、勤務時間の縮減に向けた改善と勤務実態に見合った処遇改善

(10) 大震災の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策及び安全な街づくりの推進

- ① 国及び都道府県による災害対策ガイドラインの策定及びそれに基づく市区町村の要援護者を含む広域防災計画の策定と広域防災訓練の充実・促進
- ② 市区町村による広域防災計画の策定における発達障害のある幼児児童生徒を含む要援護者名簿の整備、緊急時における医療関連サービスの連携確立、防災無線等情報伝達ルートの確立と充実
- ③ 発災時における特別支援学校の幼児児童生徒の安全確保及び教育機能の維持・継続または教育機能の早期再開を目指し、学校施設・設備の耐震化促進、水や食糧などの生活用備蓄の早急な整備や物資の精選・保存、被害想定に基づく優先業務の確定と自家発電装置等の必要な備蓄資源の確保、及びそれらに伴う適切な予算措置
- ④ 避難者の障害特性に的確に対応できる専門家の充実配置等を前提とした発災初期の要援護者一次避難所としての学校機能の整備・充実、公共施設の複合化の促進
- ⑤ 個別の教育支援計画等を活用した幼児児童生徒本人の救命避難・生命確保・生活維持のために必要な個人情報の集約・伝達手段のシステムの確立

(11) 誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進

- ① 運動やスポーツへの多様な参画（する・みる・支える等）を促進するための仕組の充

実

- ② 障害者が気軽に運動やスポーツを行える推進組織づくり、及び施設環境整備等の充実
- ③ スポーツボランティアや障害者スポーツ指導員等の活躍機会充実のためのネットワークづくりへの助成
- ④ 特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒や地域住民との運動やスポーツ体験を通じた交流の促進

全国特別支援学級設置学校長協会 会 長 山 中 と も え

義務教育年齢段階の児童生徒数は、平成28年度に1千万人を下回り、減少傾向が続いています。このような状況の中にあっても、小中学校の特別支援学級の在籍者数や通級による指導を受けている児童生徒数は急増しており、特別支援学校の児童生徒数の増加率を上回っています。一人一人に応じた支援が重要視されており、各学校では特別支援教育を取り組むべき課題の1つの柱としています。社会からの特別支援教育に対する期待は大いに高まっています。しかし、特別支援教育を実施していくための教員の専門性の向上、学校における支援体制の整備、共生社会づくりに向けた障害理解の推進、障害のある児童生徒の生涯を見通した生涯学習の推進、学校段階間の連携や特別支援教育をさらに充実・発展させていくための諸課題は山積しています。

全国特別支援学級設置学校長協会といたしましては、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえたインクルーシブ教育システム構築に向けた実践とともに、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加が実現できる特別支援教育を充実することを大切な使命と捉え、平成30年度の文教施策及び教育予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

I 児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 多様化する児童生徒に対して、十分な教育を行うために、特別支援教育に係る教職員や専門職員等の配置を拡充する。
 - ・ 通級による指導担当教員の基礎定数化を受けた適切な教員の配置
 - ・ 特別支援学級の学級編制基準の少人数化（特別支援学校並みの6人定数に）
 - ・ 特別支援学級の児童生徒の障害の重度化、多様化に対応した講師による指導時間数の増加措置
 - ・ 特別支援学級への介助員や支援員の配置
 - ・ 小中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置
 - ・ 特別支援学級の担当教員が助言を受けるため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等の専門家の巡回相談等の実施
 - ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用のための諸条件整備
- 多様化する児童生徒の指導を充実させるため、教材教具の充実及び教育課程の改善に向けての条件整備を推進する。

- ・ 障害特性に応じた教科用図書の改善や開発
- ・ ICT機器等、学習上の支援機器及びソフトの開発・充実

II 次期学習指導要領に向けた対応（インクルーシブ教育システム構築のための条件整備）

- 小中学校の特別支援教育の一層の充実を図るために、さらなる環境整備を行う。
 - ・ 校舎のユニバーサルデザイン化の促進
 - ・ 特別支援学級や通級による指導を行うための十分な教室環境の整備
 - ・ 障害のある児童生徒のための支援員のさらなる配置
 - ・ 小中学校の通常の学級の定数を全学年35人以下に改善
- 小中学校の新学習指導要領に示された内容について、周知徹底を図るための研修の実施や資料集の作成等により、周知徹底を図る。
 - ・ 障害のある児童生徒の困難さに応じた指導内容が工夫されるような研修の充実
 - ・ 特別支援学級や通級による指導における自立活動の充実に資する研究の推進
- 一人一人に応じた支援をより一層進めるため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を徹底させる。
 - ・ 特別支援学級や通級による指導における作成・活用の徹底
 - ・ 小中学校及び高等学校における発達障害等のある児童生徒の作成・活用の推進
- インクルーシブ教育システム構築のため、小中学校、高等学校における障害者理解教育の一層の推進を図る。
 - ・ 交流及び共同学習の先進事例集等の作成
 - ・ オリンピック・パラリンピックに向けて、障害者スポーツの理解と普及
 - ・ 交流及び共同学習にかかる支援員の配置
- 管理職のインクルーシブ教育システム構築について及び特別支援教育に関する研修を充実させる。

III 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

- 急増している特別支援学級や通級による指導を担当する教員の免許保有率向上のため、特別支援学校免許状取得に関する認定講習会や研修会等の機会を拡充する。
- 小中学校における特別支援教育体制を充実させるため、全教職員が特別支援教育に関する一定程度の知識を身に付ける研修等の充実を図る。
 - ・ 管理職の特別支援教育に関する研修の必修化
 - ・ 大学院等における現職教員研修の充実
 - ・ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向けての研修の充実
 - ・ 小・中学校教員免許状の取得に際し、特別支援教育関連の単位の必修化
 - ・ 免許状更新の際の特別支援教育関連の講習の必修化

IV 特別支援教育就学奨励費の充実

- 通級による指導が拡充するに伴い、対象児童生徒に対する特別支援就学奨励費の周知と充実を図る。

- 特別支援教育の体制整備を加速させるためには、特別支援教育関係地方交付税に頼る地方自治体も多く、その拡充を図る。

V 高等学校段階における特別支援教育の推進

- 平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導を推進するための教室等の施設・設備、教職員等の配置・研修等の推進を図る。
- 高等学校における発達障害等のある児童生徒への相談体制を整備する。

VII 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

- 共生社会の形成に向けた障害者差別解消法の趣旨の周知徹底を図り、各自治体における諸条件の整備を図る。
 - ・ 障害者差別解消のさらなる周知徹底に向けた広報活動の充実
 - ・ 基礎的環境整備のための各自治体への支援
 - ・ 学校における合理的配慮の提供を推進するための体制整備

VIII 生涯学習の充実

- 障害のある児童生徒の学校卒業後の進路先の確保や拡充等の就労・生活支援体制の整備を充実する。
- 発達障害等のある児童生徒が、高等学校卒業後に活動できる居場所を構築する。
- 放課後等の障害児の受け入れに関する支援体制を充実する。

IX その他

- ・ 発達障害を含む障害の早期発見、早期対応の充実
- ・ 乳幼児健診から就学時検診、就学後までの一貫した相談体制の整備
- ・ 幼稚園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
- ・ 保健医療、福祉、労働等関係機関との連携した施策の実施

**全国盲学校 PTA 連合会
会 長 西島 和子**

視覚障害教育は静かな環境で耳や指先そして限られた視力を使用して学んでいく教育です。そのため幼児児童生徒の教育は、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な指導が必要です。一層視覚障害教育の専門性が確保され、一人一人の視覚障害幼児児童生徒のニーズに沿った教育が行われるよう要望いたします。

1. 視覚障害・他障害と併せた重複障害を配慮した特別支援学校の環境整備及び視覚障害の理解啓発について

- ・ 盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）は校区の広い学校です。地域への支援、そして校内の指導と手厚く支援していくには、特別支援教育コーディネーターの複数専任配置が必要

です。早急な配置を強く要望します。

- ・視覚障害教育専門に特化した盲学校を今後とも各都道府県に継続設置願います。地域によってやむを得ず盲学校と他障害種別を併せた特別支援学校になる場合は、障害種によって、個々の児童生徒の実態や指導の有り様が違います。必ず視覚障害教育部門を設置して、校舎等の分離等適切な学習環境の整備保障を要望いたします。
 - ・視覚障害と他障害を併せた多様な幼児児童生徒が在籍し、医療的ケアを要する児童生徒もいます。看護師等の人的配置及び校舎等の障害のバリアフリーを進め、エレベーターやスロープなど教育環境の整備をお願いいたします。
 - ・視覚障害は早期からの教育相談・支援体制が極めて重要です。0歳からの早期教育相談にかかわる専門教員確保や支援体制整備予算を充実してください。また、視覚障害の早期教育は学齢期学習の基礎となるもので、空間認知、歩行、点字などを学ぶために必須です。盲学校に幼稚部を設置していない県に対して設置を働きかけてください。
 - ・視覚障害の理解は広まっていますが、まだ十分とはいえません。特に点字ブロックについて教科書掲載はほとんどありません。点字ブロックは視覚障害者が安全に歩行するうえで、大切なもので、幼児児童期からの理解が必要です。教科書に点字ブロックの役割や必要について掲載するように強く要望します。
2. 教員の専門性の確保について
- ・視覚障害教育の高い専門性をもった教員配置や、年限等での画一的異動でない適材適所の配置等が実現されるよう、校長の具申尊重を各教育委員会に指導願います。
特に経験ある視覚障害教育の専門性高い教員配置や、人事異動については盲学校専門性確保の観点から校長具申を尊重されるよう各教育委員会に指導願います。
 - ・視能訓練士や歩行訓練士等の専門家の導入や盲学校自立活動教諭有資格者の配置を義務づけてください。
 - ・視覚障害と他障害を併せ持つ多様な児童生徒のためにPT、OT、ST等の専門家を巡回指導で盲学校にもできるように財源措置をしてください。
3. 職業教育の充実について
- ・社会参加と自立に向けた職業教育の充実が盲学校の重要な課題です。
 - ・専攻科に「理療研修科」等の設置で時代の推移・要請に応じた専門教育や、リカレント教育の充実を願います。またヘルスキーパー等について、行政関係機関や民間企業等への理解啓発を図り、一層の雇用促進を積極的にお願いたします。
 - ・三療以外の一般就職を目指す生徒や福祉施設等の入所生徒のため必要な学科の設置や新たな職業開発の推進を願います。
- * 特別支援教育就学奨励費制度を今後とも堅持継続し更に充実させてください。**

1. 早期教育の充実
 - ・乳幼児教育相談の充実
 - ・両親援助
2. 専門性の確保と向上
 - ・早期教育の専門教員の確保
 - ・専門性を継承する校内対確保のために校長の人事権を尊重する
 - ・発声・発音指導、言語指導に関する資料収集や指導事例集の作成を進める
 - ・聴能機器の活用と最新のIT技術の導入についての研修の強化
3. 生徒減少への対策
 - ・小規模校の再編を進めないこと
 - ・併置校においては、障害種別の独自性と独立性を最大限尊重すること
4. 後期中等教育の充実
 - ・高等部本科並びに専攻科の職業教育の充実を図ること
 - ・進路指導の強化（就労支援セミナー、就労体験等の実施と推進）
 - ・就労（雇用）形態の改善を図ること
5. 重複障害教育の体制強化及び卒業後の進路保障
6. 人工内耳装用児に関して
 - ・医療機関との連携を深める（術前、術後の情報交換）
 - ・装用児の教育指導上の課題解決のための研修機会を増やす
7. 後期高等教育機関での情報保障（手話通訳・要約筆記通訳等）への公的援助制度の整備

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 会長 石見 佐知子

1. 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療・福祉・労働等のさまざまな側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援が進められています。子供たち一人一人に必要な支援が提供され、学年や学校が変わる際にも、その内容がしっかりと引き継がれるよう、さらなる仕組みを推進していただくようお願いいたします。また、次期学習指導要領においては、「通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』の全員作成」が記されておりますが、このことが周知徹底されますようお願いいたします。

2. 「特別支援学校設置基準」の策定

全国的に特別支援学校の児童生徒数の増加が進み、在籍者数はこの10年間（平成17年～平成27年）で36,282人増加しています。特に、知的障害特別支援学校においては大変際立った増

加があり、普通教室を確保するために一つの教室を分割利用したり、図書室や作業室等を特別教室に転用したり、知的障害特別支援学校における教室不足は深刻な状況です。幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある「設置基準」を特別支援学校においても策定し、一日も早い教育環境の整備、教育の適正化を図っていただきたく、お願いいたします。

3. インクルーシブ教育システム構築のための条件整備

(1) 交流及び共同学習のさらなる充実

特別支援学校と幼小中高等学校との間、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われている交流および共同学習は、障害のある子供たちにとっては、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義があります。また、障害のない子供たちにとっては、障害のある子供たちと共に学ぶ中で、多様性を尊重する心を育むことができ、共生社会の形成に目を向けた子供の成長にも深く関与します。このような交流及び共同学習を計画的・継続的に実施することで、さらに障害理解が進み、お互いに歩み寄れるものと思いますので、さらなる推進をお願いいたします。

(2) 適切な支援体制を構築するための財源措置の拡充

知的障害の子供たちの中には、医療的ケアを必要とする子もおり、増加している状況を踏まえると、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行うことが必要です。また、適切な支援を受け、より充実した教育を受けるために、作業療法士・言語聴覚士・理学療法士等の専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充をお願いいたします。

(3) ICTを活用した教材・支援機器の開発および整備への支援

全国の知的障害特別支援学校の各教科、領域・教科を合わせた指導、コミュニケーション支援などでICT機器等を効果的に活用した授業づくりの実践には、大きな期待があります。引き続き、個々の教育的ニーズに応じたICTを活用した教材・教具の開発、支援機器の一層の充実をお願いいたします。

4. 教員の専門性の向上・指導體制の充実

特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導體制の充実のために現職の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習等の受講促進を進め、その後も研修を通じた専門性の向上を図っていただくようお願いいたします。また、小・中学校等の教員についても、研修等を通じた特別支援教育に関する基礎知識の修得が必要であり、これらの教員を対象とした特別支援教育に関する校内研修や教育委員会等の主催する研修を充実していただくようお願いいたします。また、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育のために、安定的・計画的な教員採用、配置をお願いいたします。

5. 高等学校段階における特別支援教育の推進

小・中学校等においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級と、連続性のある多様

な「学びの場」が整備されているのに対し、中学校卒業後の進学先は、主として高等学校の通常の学級又は特別支援学校高等部に限られています。中学校から引き続き通級による指導を必要とする生徒や、小・中学校等で通級による指導及び通常の学級における支援を受けなかったことにより、困難を抱えていたり、二次的な課題が生じる生徒に対しては、高等学校における適切な指導や支援、高等学校における「学びの場」の早急な整備が必要です。特別支援教育、通級による指導の意義の理解、校内の支援体制等、課題も多いことと思いますが、子供たちが適切な教育支援を受けながら、充実した学校生活を送れるよう、高等学校における通級指導の制度化に向けた体制整備の推進をお願いいたします。

6. 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

平成 27 年 11 月 26 日付 27 文科初第 1058 号の「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）」の中で、「学校教育分野は、障害者との関係性が長期にわたるなど、固有の特徴を有することから、各教育委員会においては、法に適切に対応するため、学校教育に係る都道府県対応要領及び市町村対応要領又はこれらに類するガイドラインを作成するよう努めること」との記載があります。「合理的配慮に関する教育分野のガイドライン」の作成が必要です。合わせて全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積をお願いいたします。

7. 生涯学習の充実

今年度から貴省生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」が新設され注目しています。教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等の施策が総合的に推進され、大きな期待感があります。障害があっても、夢と希望を抱き、豊かな生活を送れるよう、生涯に渡る障害者学習支援の促進と充実をお願いいたします。

8. 特別支援教育就学奨励費の継続・充実

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、特別支援教育就学奨励費としての補助をいただき、ありがとうございます。特別支援教育の普及奨励、教育の機会均等のため、特別支援教育就学奨励費が継続・充実しますようお願いいたします。

9. 大規模災害への備え

(1) 学校施設・設備の耐震化と備蓄の整備

私達は、東日本大震災や熊本地震等の大規模な地震災害だけでなく、異常気象によるさまざまな災害を経験してきました。国内のあらゆる地域で自分自身に起きることとして充分備えていなくてはなりません。また、学校が安全・安心な場所であるためには、学校施設の非構造部材を含めた耐震化を図ることはもとより、飲料水・食料等の備蓄品、必要な防災用品の準備も

必須です。どの地域においても格差なく備えられるよう、予算措置を講じていただくことを御検討ください。

(2) 避難所生活を余儀なくされた場合の困難

多くの方が密集する体育館等での避難生活は、知的に障害のある子供たちにはさまざまな困難が生じ、保護者にとっても精神的に厳しい状況となります。熊本地震においても、周囲の人からの障害理解が得られず、あるいは遠慮から車中泊や軒下避難を選択された家庭があったこともわかりました。東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月）を実質的に改定・修正する形で作成された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の中でうたわれているように、地方公共団体や関係機関の福祉避難所に対する理解が進み、確保・設置が推進され、災害時に配慮を要する子供たちへのよりよい対応が実現されますよう貴省のお力添えをお願いいたします。また、貴省事務連絡平成29年1月24日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容が教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 会長 竹内 ふき子

1、特別支援教育の充実

乳幼児から生涯に渡り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力し、子供たち一人一人のニーズに応じた「個別の支援計画」を作成し、計画の実施、評価を通して、障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援教育の充実をお願いします。

2、居住地での小・中学校との交流及び共同学習の推進

障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ機会を増やし、居住地での小・中学校との交流及び共同学習を推進し、地域生活の基盤づくりをお願いします。

3、学校規模に応じた定数の改善

障害のある児童生徒が増えている中、新設や統合で大規模な併設校が増えています。安心・安全な学校生活と学校運営に必要な副校長・養護教諭・栄養士・事務職員・技能職員等の学校規模に応じた定数改善をお願いします。

4、医療ケアの更なる充実

医療的ケアを安全に実施するため看護師の適切な配置を進めるとともに、介護職員等が一定の条件の下でたんの吸引、等が実施できる制度の活用を図り、子供たちの教育を支えるため医療ケアの更なる充実をお願いします。

5、センター的機能の充実

特別支援学校の専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能の充実を図るための人的確保をお願いします。

6、外部専門職配置や導入について

特別支援教育の一層の充実を図るため、教員定数とは別に臨床心理士、理学療法士・言語

治療士等の外部専門職配置や導入を進めるようお願いします。

7、特別支援教育コーディネーターの配置

特別支援教育コーディネーターの早急な配置と質の向上・養成を図るようお願いします。

8、義務教育国庫負担と特別支援教育就学奨励費の堅持と充実

義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保をお願いします。

9、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進をお願いします。

10、自然災害への備え

自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災まにあるの査定をはじめとして、地域社会において障害のある子供がいちいかなる時も安全で、安心な生活ができるよう必要な施策の実現をお願いします。

11、スクールバスへの乗車等

医療的ケアの児童・生徒が増えている状況の中で、登校するための手段の確保は教育を受ける上で深刻な問題です。スクールバスへの乗車等の通学手段を含めた制度の整備をお願いします。

**全国病弱虚弱教育学校PTA連合会
会長 遠山 俊二**

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 4 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 5 平成25年3月4日発出、24初特支20号「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 6 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 7 病院内教育等の整備充実のため、病院内学級の設備基準の策定をすること。
- 8 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。
- 9 病気療養児の教育を進めるために、医療的補助を充実すること。
- 10 最新の情報技術を活用した指導法や体制の充実とそのための予算措置を講じること。
- 11 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。
(ICT機器の活用等)
- 12 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発整備充実を推

進すること。

13 学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。

一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会連合会

会 長 清水 誠一

重 点 要 望

(早期に検討、改正を要する項目)

- 一人の独立した個人として「特別障害者手当」、「障害者基礎年金」等で障害者が在宅で生活できるよう、少なくとも生活保護受給者程度への増額を図りたい。
- 厚生労働省は文部科学省と協働し、医師並びに看護師、その他専門医療職を目指す学生が、医療的ケア等の必要な重度心身障害者やその家族と接する機会が得られるような仕組み（医学部卒業までに必要な単位にするなど）の構築を図りたい。
- 国の方針に基づき、施設入所から地域移行を めざしているが、グループホーム等の整備が未だ不十分である。重度障害者が利用できるグループホーム設置促進と、障害当事者、親の高齢化により入所の必要性が高くなる事への対策として、住まいの場の整備と重度障害者の入所施設の確保を図りたい。
- 移動支援の対象領域の拡充を図りたい。
- 障害児の学籍は住んでいる居住地学区に置く事が出来るよう図りたい。
- 学校教育の場での介護職員等が一定の研修後行なえる医療的ケアについて、取扱いできるヘルパー等の増員を図るとともに、厚生労働省と連携を図り制度設計の一層の促進を図りたい。また、施設などにおいても支援する人材（介護職員）を確保するための十分な財源を確保するよう図りたい。

【心身障害者への理解の教育】について

- ・共生社会構築は、国民全体の問題であり、健常者との共生教育を通して、人間の尊厳、命の尊さの学びからノーマライゼーション活動の大切さの理解を深める事ができる。学校教育の中に「人はみな同じ」、「心身障害者」の教育を取り入れるよう図りたい。

【特別支援学校等における医療的ケアへの充実】について

- ・スクールバスが停車し、医療的ケアを行う規制の官庁は警察、停車する場所は国土交通省と多くの関係者に関わることから関係省庁との意見交換の場で課題を詰めていくことを図りたい。

【高等学校に特別支援学級の開設】について

- ・特別支援学校の過大校対策とインクルーシブ教育実現のため、高等学校に特別支援学級の開設モデル事業を受けて、拡大を早急に図りたい。

【医療的ケアの教育等】について

- ・学校教育の場での介護職員等が一定の研修後行なえる医療的ケアについて、取扱いできるヘルパー等の増員を図るとともに、厚生労働省と連携を図り制度設計の一層の促進を図られた

い。

【学籍】について

- ・障害児の学籍は住んでいる居住地学区に置く事が出来るよう図られたい

【特別支援教育全般】について

- (新)・義務教育における障害のある児童、生徒は、居住する学校(学区)に特別支援学級の設置が認められているが、認めていない市町もある。障害のある児童の入学に際しては市町に対して適切な指導を行うよう図られたい。
- (新)・障害を持つ児童生徒が通うすべての学校に対し、自立活動の授業を組み込むよう配慮いただきたい。特に小学校低学年の児童には、正しい姿勢の保持や嚥下摂食の指導が継続的に行っていただけるよう図られたい。
- (新)・普通学校の通常学級や支援学級へ在籍する肢体不自由児への支援強化(複数の支援員配置)を図られたい。
- (新)・支援学校での学習の質の向上と虐待の防止のために生徒と教師が1対1とならないように人員強化を図られたい。
- (新)・重度重複障害児者への医療支援充実を図るため、医師並びに看護師、その他専門医療職などを目指す学生には、育成時に障害児者医療の必須化を図られたい。

社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会 理事長 有馬正高

日頃より重症心身障害児の教育・医療・保健・福祉の向上のためにひとかたならぬご尽力、ご配慮を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

重症心身障害児をはじめとした濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童にとっては、適切な設備が整備され、高度な専門性と支援体制を備えた特別支援学校でなければ、安心して通学することも、いのちの保障すらなりません。

充実した設備と専門性を兼ね備えた特別支援学校において、それぞれの障害の状況等に応じた、きめ細かな対応が一人ひとりのもつ可能性を伸ばすことにつながります。障害種別とその特性に配慮しつつ、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるよう施策の充実をお願いします。

1 特別支援教育における医療的ケア

重症心身障害児をはじめとした濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童生徒が安心安全に通学できるよう医療的ケアの充実を図ってください。

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒が増加し、障害の重度・重複化していることから、これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、看護師が適正に配置されるよう財源措置の拡充をお願いいたします。

(2) 人工呼吸器の管理を含めた特定行為以外の医行為については、個々の児童生徒等の状態に応じて、安全性を考慮しつつ、個別に対応可能性が考慮されるようお願いいたします。

(3) 学校生活における保護者の付添いについては、児童生徒等の自立と保護者の都合に左右されず教育を受ける機会が確保され、ひいては保護者の負担軽減となるよう可能な限り配慮されるようお願いいたします。

(4) 重症心身障害をもつ児童生徒には通学時の送迎が必要となりますが、医療的ケアを必要とする子どもは通学バスの利用ができず、多くの場合、保護者がその役割を担っています。

医療的ケアを必要とする児童生徒の通学バス利用にあたっては、一律に保護者による送迎と判断するのではなく、個別に対応可能性を検討していただくとともに、柔軟に対応できる体制整備等について、都道府県教育委員会等への周知徹底をお願いいたします。

2 可能性を引き出す教育

重症心身障害児者は、自ら生きようとする力、人の愛を感じて返す笑顔や、何かを伝えようとする微かなサインで、いのちの大切さ、無限の可能性を伝えてくれています。

特別支援教育の実施にあたっては、この重症心身障害児者からのメッセージを受け止め、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるようお願いいたします。

3 特別支援学校における支援体制の充実

地域によっては、近隣に特別支援学校（知的）があっても医療的ケアの対応が不備のために訪問教育に頼らざるを得ない状況が続いております。

特別支援教育の理念が活かされ、身近な地域で教育が受けられるよう環境の整備を推進していただくとともに地域格差が是正されるようお願いいたします。

また、障害種別、障害特性に配慮した教育体制が確保されるよう、以下の点に配慮してください。

- ① 障害部門別制の実施（特に医療的ケアの必要な重度・重複児童生徒への配慮と個々のニーズに合わせた教育）
- ② 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上
- ③ PT、OT、STなどの専門家の配置
- ④ 長期的な視点に立った教育的支援を行うため、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定及び「個別の支援計画」の作成による一人ひとりに応じた教育の促進

4 関係機関・関係者間の連携

医療的ケアの必要な子どもの場合は、特に、医師・看護師・保健師・ケースワーカー、ホームヘルパー等の医療・福祉関係者とのネットワークが欠かせません。そのためには、文部科学省と厚生労働省が連携を密にして、その体制づくりを更に強化していただきますようお願いいたします。

全国視覚障害児(者)親の会

1. 盲学校が、センター的機能と役割を果たすために受け持つ地域は、他の特別支援学校と比べて格段に広く、専任のコーディネーターの配置が必要です。盲学校は1県1校のところが多く、全県を1校で受け持っている状況です。都道府県の裁量に任せないで、他障害種の学校に比べ専任のコーディネーターを優先的に配置するよう特別の加配をして下さい。なお、専任コーディネーターの養成についても、全国特別支援教育推進連盟の講座に頼っているようですが、委託事業として受講料の無料化を含め、予算を付けてしっかり実施してください。
2. 盲学校生徒の重複化、重度化に対応するPT・OT・ST・看護師等の配置・派遣や巡回指導体制等を図って下さい。また、各学校(盲学校)の要支援生徒の現状調査結果と実数、対応策を教えてください。
3. 教員の専門性の確保・資質の向上については、他障害の特別支援学校の資格保有者率並みに引き上げるよう、年次計画等をたて自治体任せ出なく特別の手立てを取って推進してください。
4. 学校教育にかかる各種学習に必要な機器(拡大鏡・パーキンス等)は無償にしてください。また、機器の利用・補助開始年齢を小学生にも引き下げてください。
5. 盲学校高等部の弱視生徒のための拡大教科書は、必要とする全教科について配備してください。なお、生徒の視力に合わせて配備してください。
(一般的に、22ポイント。必要な場合は26P等)
一般高等学校での、拡大教科書・点字教科書・検定教科書については価格差が莫大であり、負担が重すぎます。権利条約・基本法に照らして価格差負担を無くしてください。

全国聴覚障害者親の会連合会 会長 鈴木 厚

全国聴覚障害者親の会連合会(全国聴親連会)は、平成30年度の予算要望書作成にあたり、聴覚障害者(児)に対する様々な支援費が実質的に拡充され、それが補償され得る予算が作成されることを強く要望します。

具体的には、

1. 全国各地議会等において、「手話言語条例」が制定されています。これにより聴覚障害者(児)の教育の場において情報の取得手段の広がり期待されます。教職員はもとより、教育関係者の手話への取り組みと手話通訳士の派遣が常態化するよう制度の確立。

- ①手話通訳士の公費派遣の徹底
 - ②手話通訳士の増員
 - ③公的機関への手話通訳士の常駐を図る。
2. 大規模災害時には、その後の避難生活においても情報の途切れがあり、特に聴覚障害者は孤立する。この情報保障をさらに充実させるべき、電光掲示板を街なかに設置して頂きたい。
3. 既存の大学(国立・私立問わず)に聴覚障害者を受け入れる体制の強化を図って頂きたい。
- ①聴覚障害学生向け「リアルタイム遠隔文字情報講義システム」の導入促進
 - ②手話通訳付き授業
 - ③ノートテイク者の派遣
 - ④パトライト整備
4. 聴覚障害者の就労に対する支援や失職後の再就職をコーディネートする仕組みの確立を図る。併せて、ハローワーク等への手話通訳士の常駐をお願いします。

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ
会 長 田中 麻友

視覚と聴覚の両方に障害を有する「盲ろう」という厳しい障害を抱えた子ども達へのご理解とご支援を賜りたく、以下のことを要望致します。

●平成26年1月20日に批准された「障害者権利条約」第24条「教育」3(C)に「盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)(特に盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」とあります。

盲ろう者(盲ろう者である児童)、特に先天性盲ろう児の場合、個々の育ってきた環境によりコミュニケーション手段や必要な配慮、支援は様々です。まさに、その個人にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大限にする環境のもと、教育が行われるように望みます。

●盲ろう児に対して適切な就学相談と就学決定がなされるよう、国からの支援を求めます。盲ろう児が就学を決めるにあたり、その障害の希少性や独自性ゆえに相談を受けて下さる専門機関がほとんどなく、保護者は手探りで我が子に適した教育の場を探し求めます。ろう学校においては視覚障害への配慮が難しいと言われ、盲学校においては聴覚障害への支援体制がないと難色を示されるなど、就学先が決定するまでには幾多の困難があることが通例です。そして、各自治体によっても対応がまちまちです。全国どの地域に住んでいても同じ対応をしていただける事を望みます。

●盲ろう児の教育的ニーズに見合った支援が適切に行われるよう要望致します。我が国において、いまだ「盲ろう」が法的に定義されていないために、「盲ろう学校」は存在していません。また、先天性盲ろう児の多くは、盲ろうの他に四肢の障害や知的障害などの障

害を併せ有する場合が多く、その多様なニーズに適合した専門性の高い教育を受けるためには、在籍校の垣根を越えた支援が不可欠です。盲ろう児に対して特別支援教育コーディネーター等が、在籍校と他障害種特別支援学校との連携を図り、必要に応じて県外特別支援学校など枠組みにとられない教育機関と連携しながら、盲ろう児の教育的ニーズに合った支援が行われるよう要望いたします。

● 盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

究極の情報入力障害といわれる盲ろう障害は、健常児ならばごく自然に獲得する言語概念やコミュニケーション手段の獲得を阻み、日常の偶発的学習をする機会などを奪います。全ての学習において盲ろう児は、健常児が理解し習得する時間と比べ、膨大な時間を必要とします。盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

● 「盲ろう」障害について、教職員に対する研修が出来る場をつくって下さい。

盲ろう児を担当することになった学校や教員はほとんど盲ろうについての知識がないまま手探り状態で子どもと向き合っています。他の特別支援校や盲ろうの専門性を持った機関との連携は勿論ですが、教職員に対しても研修出来る機会を設けて下さい。

NPO法人 全国LD親の会 **理事長 井上育世**

1. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進を図ること
 - ・すべての教職員に対し、特別支援教育および合理的配慮についての理解を促進すること
 - ・通常の学級における学級規模を小さくして指導の充実を促進すること
 - ・通常の学級において、複数教員を配置する体制を整備すること
 - ・特別支援教育支援員配置を拡充すること
 - ・専任の特別支援教育コーディネーター配置を拡充すること
 - ・合理的配慮を的確に行うための校内支援体制を整備し、推進すること
 - ・早期支援コーディネーター・合理的配慮協力員・外部専門家等の配置を拡充し、連携を図ること
 - ・教員養成課程におけるLDを含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化を図ること
 - ・発達障害教育情報センターにおける教職員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と情報提供体制整備の強化を促進すること
 - ・幼児期・小学校から大学までライフステージを通した途切れない支援システムの構築を推進すること

2. 特別支援教育に関わる教員の専門性向上を図ること
 - ・特別支援学校教員及び特別支援学級や通級による指導担当教員の特別支援学校教諭免許

- 状所持の早期義務化を図ること
- ・合理的配慮に関する相談窓口（学級担任や特別支援教育コーディネーター等）への特別支援教育や合理的配慮等についての研修を充実させること
 - ・大学院への現職研修の推進等、専門研修を充実させること
 - ・管理職の研修を強化し、管理職登用時の特別支援研修を義務化すること
3. 発達障害のある児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎを義務付けること
- ・通常の学級の児童・生徒を含め、個々の特性や状態を踏まえて支援が必要な児童・生徒に対して、個別の教育支援計画を作成すること
 - ・合理的配慮の内容も含め、学年・学校間の引継ぎを義務付けること（ただし、本人・保護者が希望する場合）
 - ・個別の教育支援計画等、生涯を通じて利用できる支援計画を策定し、活用を推進すること
 - ・学校間連携コーディネーターの配置を拡充すること
 - ・個別の教育支援計画と福祉で策定する個別の支援計画との連続化を推進すること
 - ・学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携を図り、支援内容を共有化すること
4. LD、ADHDを対象とした通級教室の拡充
- ・自校通級の設置及び巡回通級指導教室を拡充すること
 - ・通級指導教室の校内通級利用推進のための調査研究を図ること
5. 学習上の支援機器等教材の活用促進
- ・学習上の困難を軽減するための、支援機器等教材の開発を促進すること（ICT教育・iPadの活用）
 - ・教科書デジタルデータの活用・音声教材等の普及を促進すること
 - ・特別支援教育教材振興予算（学校配分子算）を新設すること
6. 早期からの教育相談・支援体制を整備すること
- ・早期からの教育相談・支援体制推進のため、教員・保護者の相談窓口を明確化を図ること
 - ・スクールカウンセラーの専門性の向上・配置を拡充すること
 - ・発達障害者支援センターとの連携を推進すること
 - ・早期支援コーディネーター・発達障害支援アドバイザーの配置を拡充すること
7. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制を強化すること
- ・高等学校における通級指導教室の設置と機能の促進を図ること
 - ・高等学校における養護教諭への発達障害に関する専門的な研修と配置を拡充すること

- ・高等学校への専門性のあるスクールカウンセラー配置を拡充すること
 - ・発達障害のある生徒に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育を充実させること
 - ・発達障害のある生徒の就労に向けて、就労担当の教員と事業所が連携を図ること
 - ・就労先開拓・職場定着支援のための就職支援コーディネーター配置を拡充すること
 - ・高等学校と福祉・労働等関係機関の連携体制を整備すること
 - ・高等学校入試や大学入試における合理的配慮の啓発を促進すること
8. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制を整備すること
- ・発達障害のある学生に対する修学支援・生活支援体制を整備すること
 - ・大学教員・職員に対する発達障害についての理解・啓発を促進すること
 - ・発達障害のある学生に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育を充実させること
 - ・発達障害のある学生に対する就労支援体制整備を充実させること
9. 学校外の人材・資源・資格等の活用を推進すること
- ・親の会やNPO法人等の研究活動を活用すること
 - ・特別支援教育士等の資格を特別支援教育コーディネーター登用の要件として活用すること
 - ・特別支援教育支援員の配置を拡充し、資質確保のための研修を充実させること
 - ・心理士、PT、OT、ST、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用を推進すること
10. 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策を整備・周知すること
- ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルを整備し、周知を図ること

<中長期的な要望>

1. 特別支援教室構想について、インクルーシブ教育システム構築の中で検討を行うこと
 - ・特別支援教室構想については、平成15年3月の文部科学省・協力者会議の報告である「今後の特別支援教育の在り方について」で提言されてから10年以上経過している。「特別支援教室（仮称）」の構想が目指しているシステムを実現する方向で、制度的見直しを進めていく必要がある。
2. 学習面の困難に対する取り組みを強化すること
 - ・教科学習についての指導・支援方法に関する研究を推進すること
 - ・小・中学校の学習指導要領における学習面の困難（読み書き障害）に対する具体的な指導・支援方法を明記すること
3. 通常の学校における特別支援教育を促進するため、特別支援学校教諭免許から特別支援教育免許（仮称）への転換を図り、特別支援教育に関わる教員の所持を義務化すること
4. LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難を持つ発達障害者が、個々の特性に合わせ多様な手段・手法・技術によりバリアフリー化された図書や教科書を無償かつ容易に利用で

- きるよう、各種の支援手段・技術の開発、普及に取り組むこと
5. 発達障害に対する、社会的理解の向上に取り組むこと
- ・保護者向け発達障害の理解啓発リーフレットの発行
 - ・一般の児童・生徒の理解啓発、PTA活動等を利用した一般保護者向け啓発活動の推進

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 伸宏

平成 30 年度予算要望事項について特に、弊協会から重点事項として、乳幼児期からの就学後を見据えた切れ目のない支援のために、以下 3 点につき要望いたします。

1. 教育カリキュラムについて
2. 教職員体制の強化について
3. 保護者支援について

1. 教育カリキュラムについて

- ・教員養成段階における大学での発達障害理解にかかる履修の義務化

文部科学省の調査において、発達に障害があり配慮が必要な児童・生徒が 6.7%を占める現状を踏まえ、教科指導について障害特性を踏まえた指導が必要となっている。このことから、教員養成課程の履修科目に発達障害児者への理解と教科指導の手法について加えるよう、検討を願いたい。

- ・発達障害の理解と啓発

発達に障害をもつ児童の特性として、教員やクラスメイトなど他者とのコミュニケーションがとりづらい状況があるが、幼児期、学齢期の教育現場において、障がいのある友だちを身近に感じる環境、年齢に応じた理解啓発授業が行われるよう、配慮を願うとともに、「いじめ」の撲滅に関する取り組みの強化に取り組まれない。

- ・意思決定支援の機会提供について

自閉症の人は成人になってからの意思決定は、支援の在り方も含め、困難が生じる。幼児期の適切な段階からの支援が必要となることから、授業等の場において機会の提供にご配慮願いたい。

2. 教職員体制の強化について

- ・学級編制基準の見直しについて

現在、特別支援学校の学級編成の基準は、単一障害の児童生徒で編制する学級については、6人となっており、必要に応じて加配等の措置が行われている。しかし、自閉スペクトラム症のうち行動に障害がある児童・生徒への対応について、十分な対応がなされているとは言えない。このことから、重複障害の児童生徒で編制する学級の 3人を参考に、柔軟な対応ができるよう検討を願いたい。

- ・現任の教職員への研修体制の強化

特別支援学校及び特別支援学級を分掌する教職員について、必ずしも発達障害に理解がある者が配置されておらず、誤った指導により児童・生徒に二次障害を発生させているという問題が当協会の会員から多数寄せられている。このことから、各都道府県教委単位における研修の機会確保について指導を行うとともに、各自治体で格差が発生しないよう、統一した研修カリキュラムづくりにご配慮をお願いしたい。

3. 保護者支援について

・教育、医療、福祉との連携による支援体制の確立について

自閉症児をもつ保護者支援について、医療・福祉分野においては早期療育や相談支援体制の整備などの取り組みが行われているところであるが、関係機関との連携関係が築けず、課題を抱え込む保護者が少なからずいるのが現状である。幼児期から就学期、更には卒業後の支援について各学校に担任教諭と関係機関との間に立ち、保護者支援が円滑に進むよう、各学校に専門のコーディネータを設置するなど、支援体制の確立について検討願いたい。

全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保厚子

平成30年度特別支援教育関係予算編成等への重点要望事項

日頃より知的障害児の教育につきましてはご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

私たちは、知的障害のある本人と家族の会として、知的障害のある人たちが地域において障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもと安心して豊かな暮らしが実現できることを願っています。

昨年起こった神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件を風化させることなく、福祉の理念を児童生徒に浸透させることが重要です。教員養成の段階から福祉の理念を研修等を通して伝達して下さい。また共生社会の実現をめざすものとして、心のバリアフリーとなる教育や障害者差別解消法の理解の浸透を学校内だけでなく、地域との交流する機会をもち共同学習会などを通じて、日々伝える努力を継続して行って下さい。

I 幼児・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

「個別の教育支援計画」の作成が義務化され指導計画に活用されるようになれば、ひとり一人の特性・発達に応じた個別教育が充実していくことと大いに期待しております。支援計画等が、本人、保護者の意志や意見・希望が反映された形で正しく作成され・十分に活用されるよう徹底してください。

児童については、主たる根拠法が児童福祉法になり、支援の主体が市町村となりました。しかしサービス調整をする相談支援事業が成熟していなかったり、必要なサービス提供の基盤整備が進んでいなかったりするため、区市町村に大きな格差が生じています。特別教育支援計画を作成する際には、家庭状況も含めたアセスメントを行い、必要な支援について地域の仕組みと連携することを強調して下さい。

中山間地においては往復の通学に3時間近くに及ぶ生徒の実態があります。片道が1時間を超えない学区の制定と保護者に頼らない通学手段の確保を求めます。特に義務教育期には、地域との関わりが密となるようできる限り生活圏を意識した学区の制定にしてください。その際障害が重複した児童が身近な生活圏で特別支援教育が受けられるよう、かつての障害種別毎の枠組みを柔軟にした対応を求めます。

障害のある子どもの放課後・長期休暇等における生活支援が放課後デイサービスで実現しました。厚生労働省では「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（平成26年7月）がまとめられ、「放課後デイサービスガイドライン」が作成され放課後等デイサービス事業所において個々のサービスの質が確保されるよう、事業に対する指針が示されました。事業所を評価する基準が活かされ児童の健全育成に繋がるよう、ガイドラインが活用されるよう関係者への周知をお願いします。

特別支援教育を充実させインクルーシブ教育を進めていくためには、コーディネーターによる個別の教育支援計画の充実と卒後の進路先、地域の社会資源並びに専門職の活用をする上では中核となる機能が重要です。地域における特別支援学校のセンター的な役割を明確にし、教育・福祉・労働・保健・医療など地域の資源との関わりを具体的化し、共生社会の実現に向けてさらに連携を推進してください。適材登用とスキルアップのために資質の向上と専任化の財源措置を求めます。

- 1) 乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
- 2) 重複する障害児童を対象とした特別支援学校の教育の充実
- 3) 地域における特別支援教育等に関する乳幼児期からの早期相談体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進
- 4) 特別支援学級においても在籍する児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
- 5) 特別支援学校の教室不足の解消

II 次期学習指導要領に向けた対応

教育による共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの構築とそのための条件整備を求めます。意思決定支援を重視し、義務化に向かう「個別教育支援計画」の対応によって生徒ひとり一人のニーズを示した教育方法を明確にするとともに、計画が活かされる合理的配慮が盛り込まれた基礎的な環境（教員の資質向上・教育環境の整備・社会的啓発・理解）整備を行い、インクルーシブ教育を以下の項目に留意して推進してください。

次期学習指導要領の改訂において、特別支援学級および普通学級に在籍する児童生徒への個別教育支援計画についての作成と活用を徹底してください。まずは義務化されることに対する市町村教育委員会への周知をお願いします。その際、教育委員会に対して一般教育から遠ざかることが無いよう合理的配慮にもとづいた適切な判断のもとで学校選択が出来るよう、格差の生じない一貫した教育を求めます。併せて児童・生徒と保護者に対して合理的配慮に基づく「分かりやすい情報提供」を行ってください。

- 1) 本格実施に向けた周知徹底

- 2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3) 通級指導担当教員をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4) 医療的ケアのための看護師※、PT, OT, ST 等専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5) 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- 6) 特別支援教育のための教室及び備品整備への支援
- 7) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の開発
- 8) 障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び協同学習の充実

※特に看護師については、生徒数に応じた定数化が必要です。最低各校2名以上とし、そのバックアップ体制が行える財源措置を求めます。

Ⅲ 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

特別支援学校免許状保有者が90%を超えようとしています。一方で特別支援学校免許状所有者の地域格差があります。格差の解消への改善の見られない都道府県教育委員会に対して行政指導をして格差解消に取り組んでください。

今後、免許状の取得だけでなく、臨床心理士・教育心理士などの資格の取得や専門的な技法の取得を奨励してください。また、取得者への待遇面の配慮をしてください。その際、特別支援教育に関する教職員等の資質向上と事業を拡大・活用しての、公立小・中学校特別支援学級教員の資質を向上してください。そのために、早期からの教育相談・支援体制整備のための人的配置にかかる財源措置を求めます。

地域の学校で教育を受ける機会を増やすため、保護者同伴登校に依存するのではなく、介助員の増員や登下校の支援といった学校での日常の支援の充実を図るようお願いします。

Ⅳ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の継続・充実

発達障害の理解が促進される体制を整え、強度行動障害支援者の育成等、専門職を配置するとともに特別支援学級の教員の資質向上を図る事を視野に入れた財源の措置を求めます。

発達障害の児童生徒が増加しています。ひとり一人のニーズに合った教育・支援を実現するため、すべての教員が特別支援教育に携わる意識で資質を高められるよう日常の研修を充実してください。また教員養成における課程での講義の中に専門性の向上が見込めるカリキュラムを盛り込んで下さい。

Ⅴ 高等学校段階における特別支援教育の推進

卒後の社会参加に向けて、就労希望者には本人の特性にあった就労先が選択できるよう、特別支援学校高等部の教育で職業教育の充実を図り、就労する基礎的能力を高め、就職率アップを図ってください。特別支援学校高等部卒業後においても、各種専攻科の必要性について検討してください。

国の雇用促進・就労支援施策の進展は見られますが、学校での発達障害、中軽度知的障害児の就労能力の向上のための支援や取り組みを充実させ可能性を広げてください。就職率のアップ

プのためにキャリア教育・職業教育の実施、職業科の増設、専門性のある専任職員の配置をお願いします。

卒業後の多様な進路先として、学びの場の検討もして下さい。まずは高等学校及び特別支援学校高等部の教育課程に各種専攻化を設置するなど多様化を検討して下さい。また発達障害児については、普通高校での教育を受けられるよう、高校入試や授業等における合理的配慮の取り組みの促進に向けて、教育委員会等への啓発や支援対策を講じてください。また国立大学に障害者が学べる科の新設、私学の既存校においても受け入れの選択肢を増やすなどして、多様な学びの場を保障してください。

- 1) 高校における通級指導の制度化
- 2) キャリア教育・職業教育の充実

VI 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

国民の障害者への理解・啓発には、幼少期からの教育が重要です。教育により障害について当たり前学ぶ環境設定を強化してください。また教師が、障害者権利条約、障害者差別解消法の合理的配慮、インクルーシブ教育における障害理解・啓発についてのさらなる促進の必要性が学べるように、全ての教員に向けて、教員養成課程のみならず、現任者に対しても研修機会を設けて学びが実践となるよう求めます。

VII 生涯学習の充実

障害のある方々の多様な学びの場、あるいは生涯教育としての充実・展開が、それぞれのライフステージで夢と希望となるように生涯にわたる障害者学習支援の充実を求めます。

用意された生涯学習支援室において、文化的・芸術的な面での教育の充実とスポーツ分野の充実が区市町村の教育委員会において実践されるよう取り組んで下さい。

2020年のオリンピック・パラリンピック開催に向けたビヨンドと2020年移行のレガシーを意識して文部科学省内のオリ・パラ推進室と生涯学習支援室を軸にした各関係部署との連携を期待します。

知的障害者スポーツ振興の隆盛を期待しています。また障害者芸術文化推進法についても具体化が進められようとしております。教育の場面であればこそオリンピックヤードの精神がこれらの活動に広く取り入れられるよう配慮して頂き、卒業して社会に出ても生き甲斐をもって、豊かな暮らしが過ごせるよう文化・スポーツ面での教育カリキュラムとの連携・充実に期待します。

IX 障害者虐待防止への対応

障害者虐待防止法が施行され様々な実態が報告されております。教員による生徒への虐待事案も事件として残念ながら数多く報道されております。教育委員会を通して、教職員を対象に法についての研修を実施し、教育現場で生徒に対する虐待防止への理解を徹底してください。

また障害者虐待防止法の対象から学校、保育所、病院が除外されています。会としては、一刻も早くその対象に定めていただけるよう各方面に要望しておりますのでご理解をお願いします。

公益社団法人 日本てんかん協会（波の会）
会 長 梅本 里美

学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に向けて

1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。
 - 1). てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、過度な行動制限（水泳指導、宿泊研修、理科・技術家庭科実習の禁止など）が児童生徒に強要されない、適切な学習指導を行ってください。
 - 2). 緊急時に限らず、発作時に主治医から指示のある坐薬挿入や頓用薬服用が、全教員が基本的な研修を行った上で幼稚園、学校、学童保育の現場で制限されないようガイドラインを設けてください。
 - 3). 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
 - 4). 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
 - 5). スキューバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないように指導を行ってください。
2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。
 - 1). てんかん（特に欠伸発作）のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
 - 2). 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関するカリキュラムを設けてください。
 - 3). 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
 - 4). 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、全教員に対しててんかんの基本的で正しい知識の指導を行ってください。
 - 5). 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」などを指定し、より正しい知識の習得を促進してください。

一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会
代表理事 貝谷 久宣

1. 普通学校における筋ジストロフィー児童生徒への対応について
 - (1) エレベーター・階段昇降機及び障害者トイレの設置
足が不自由で進行性のため四肢の機能が次第に衰える患者児童生徒にとって、階段は大きな障害です。特に、教室の移動が多い中学校生徒にとり、階段は悩みの種です。安心して通学できるように、エレベーター・階段昇降機の設置を、又、併せて障害者トイレを速やかに設置してください。
 - (2) 専任のコーディネーター、介助職員の配置
障害児教育の専門知識を持った専任のコーディネーターと、介助員を配置し、障害児が

地元の学校で学ぶことが出来る支援策の更なる充実を図ってください。全国すべての普通学校において、専任のコーディネーターの配置とともに介助員制度実施を強く要望します。また、介助員の方々に筋ジストロフィーに関する知識を習得する研修を実施してください。

(3) 障害児を理解する教育（いのちの教育）の導入

近年、筋ジストロフィー患者の多くが、普通学校に通学しています。しかし、障害が原因で、級友たちからいじめを受ける事例が少なくありません。健常な児童に対し、障害児の特性や感情を理解してもらうための教育、すなわち、いのちの大切さを学ぶ授業を導入してください。

2. 特別支援学校（養護学校）における筋ジストロフィー児童生徒への対応について

(1) 入学（入所）制度の見直し

筋ジストロフィー児の教育は筋ジストロフィー病棟に付属している病弱特別支援学校で行われていますが、障害程度区分5、6となっている入所基準のために、新たな小中学生が入学できません。この制度を見直してください。

すなわち、批准された障害者権利条約の教育を受ける権利に従って、病弱特別支援学校で教育を受けるために、必要な期間筋ジストロフィー児を入院させてください。

(2) パソコン技術の早い段階からの指導

筋ジストロフィー児童生徒にとって、最後の意思伝達手段はパソコンとなります。まだ手が十分動く小学校低学年のうちに、パソコンの機能を習得させ、文章等が難なく作れるよう指導していただきたい。行動範囲が限定されるようになってからもパソコンを通して社会とのつながりを持って生きることが出来、患者の生活や興味関心が広がり、豊かな生活に結びつくとともに、病状にも良い影響をもたらします。

(3) 先生に心理カウンセラー技術の習得

筋ジストロフィーの児童生徒は、自分の病気が何かは知らなくても、入所している病院で先輩の死を知り、自らに迫り来る死を漠然と感じています。このため、筋ジストロフィー患者の教育を担当される先生に、患者の児童生徒の心理をケアするカウンセリング技術の習得を強くお願いいたします。

(4) 筋力維持のため、さらなるスポーツの機会の拡大（例・車椅子ホッケー、電動椅子サッカー、ボッチャ等）

障害者権利条約第30条には、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加が締約国に求められています。その為の新しい制度を作ってください。

(5) 安心して呼吸器を使用できる学校の環境整備

吸引など医療的ケアが必要になると親が待機し、必要時に親が吸引をしなければなりません。看護師の配置もされるようになりましたが、まだまだ人手不足でありますので増員を図ってください。

(6) 筋ジストロフィー児支援教育のための教員の研修強化

3. 普通学校・特別支援学校の就労支援について

卒業後の筋ジストロフィー患者の就労支援を図るため、在学時の生徒の適性に応じた職業指導を計画的に進めてください。

4. 大学生への対応について

障害者に対する「合理的な配慮」の観点から、筋ジストロフィー患者の大学生に対し、受験時に配分時間の考慮、大学構内での学習支援（授業を受けるための介助や姿勢維持介助など）、生活介助（トイレ、食事の介助など）を実現してください。特に国立大学に対しては、強く指導していただくよう要望します。

NPO 法人 全国ことばを育む会
理事長 吉 岡 正

I インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図るうえで、つぎの人的諸条件の整備

- 1 特別支援教育の充実に向け、計画的な教員の定数化措置。第193通常国会で採択された「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し、「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの二、三年で達成する。とくに中学校への通級指導教室の設置を小学校への設置の規模に早期に拡大する。高等学校において「通級による指導」の早期実現をはかる。義務教育後の高等学校での特別支援教育拡充のため後期中等教育の教育課程や学習指導要領の改訂をただちにすすめる
- 2 特別支援教育支援員の幼稚園、小学校、中学校、高等学校への配置を充実
- 3 地方で顕在化している特別支援学級での「児童・生徒一人、先生一人」の状況を改善し、複数の子ども達の学級編成でともに学び合える状態を早期に実現する
- 4 特別支援学級、幼稚園、小学校、中学校、高等学校へのPT, OT, ST等の巡回指導の実施
- 5 特別支援学校に配置する看護師について財源措置化
- 6 通級指導教室への教員配置が、臨時採用教員や講師でまかなわれている地域や学校を早期に解消し、経験豊富な人材をあてる
- 7 通級指導教室、特別支援学級への教員確保と専門性向上のために、研修予算を増額し、長期、短期の研修機会を増やす

II 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 1 教育内容・方法の改善・充実、教育環境の整備
- 2 担当者の専門性向上のための研修充実の予算措置

III 発達障がいのある児童生徒に対する教育的対応、合理的配慮の充実

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会

1. 心臓病児の教育的ニーズに応じた教育の充実を

- (1) 「差別解消法対応指針」で示された内容が学校現場で十分に周知されるようにしてください。とりわけ、心臓病児においては医療機関との連携を推進するようにしてください。
- (2) 就学先決定にあたっては、保護者の希望を尊重しつつ、子どもに合った教育の場を選べるようにしてください。保護者へは早期から情報提供を行い相談ができる体制をとるようにしてください。
- (3) 心臓病児が必要とする教育を受けるために、各学校で「個別の教育支援計画」が作成されるよう指導を行ってください。
- (4) 治療や手術の際の入院や自宅療養のために学習の空白が生じることがないように、スムーズな学籍移動により、訪問学級・院内学級・通級などでも教育が受けられるなどの柔軟な対応ができるようにしてください。
- (5) 通学时、日常の学校生活、校外での授業などで、安易に親の付き添いを求められることがないように、内部障害にも介助職員を適切に配置してください。また、介助員を増員するとともに、障害福祉施策との連携をすすめてください。
- (6) 心臓病のために体育実技ができない生徒が、在籍している学校や地域によって進学で不利益を被らないように、総合的な判定にもとづく公正な評価が行われるように学校現場に徹底してください。
- (7) 在宅酸素療法を行っている心臓病児も幼稚園や小中学校の普通学級にも通えるようにしてください。そのための、看護師配置の国の予算を増やしてください。必ずしも看護師などの医療従事者でなくてもできることは、柔軟に対応できるようにしてください。
- (8) 心臓病児は、移動や夏・冬の気温に適応することが困難です。地方自治体が小中学校にエレベーターや冷暖房の設置を早期に導入できるように、国の補助を増額してください。
- (9) 病児への配慮が十分行き届くように、1学級あたりの児童数を減らし、教職員を増員してください。

2. 将来を見据えて、病児の社会性を育てるための教育の充実を

- (1) 小児慢性疾病児自立支援事業に対して、都道府県・指定都市・中核市の教育委員会が取り組んでいくよう指導してください。少なくとも、慢性疾病児地域支援協議会に教育関係機関が参加をするようにしてください。
- (2) 内部障害としての心臓病の知識と理解を深めるために、教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭に対しての研修をさらに充実させてください。また、学校生活管理指導表が有効で適切に使われるよう各学校での取り扱いや活用について指導を行ってください。
- (3) 障害者が資格や技能を取得するにあたって、民間の職業訓練や通信講座などを受講するための支援を行ってください。

3. 震災など緊急時において、病児の安全が図られるような体制の整備を

- (1) 心臓病を含む内部障害は、外からは見えづらい障害です。そのため緊急時にはとくに配慮が必要なことを教職員に周知徹底してください。また、日頃から保護者との情報交換を

密にして、有事に備えるよう指導してください。

- (2) 自力で他の児童生徒と一緒に避難できない心臓病児が、震災などの緊急時に取り残されることなく安全に避難できるよう、日ごろから緊急対応のためのマニュアル作成や連絡カードや手帳を活用するなど緊急時の体制作りを行うよう指導してください。